

共産党再要望項目一覧

平成25年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【1】社会保障・福祉 (1) 医療 ①透析医療 ・週3回も通院を要する透析治療は、透析費用と通院交通費は大変負担が重く、各市町村が行っている通院交通費だけでは不十分である。県独自の通院費支援を検討すること。</p>	<p>通院交通費については、透析患者等身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、市町村によっては移動機会の確保のためのタクシー料金助成制度が行われていることから、県独自の通院費支援は考えていない。</p>
<p>・CKDを悪化させないため、尼崎市では、保健師を倍増して、クリアチン1以上の保存期の方に対して保健指導の徹底をはかっている。人工透析は年間600万円も経費負担がかかると言われており、早期発見・早期治療は、医療費の負担軽減にもつながる。慢性腎臓病対策検討会をたちあげ、保健師を増員するなど体制をとって対策を検討すること。</p>	<p>CKDを悪化させないためには、健診を受診し、早期に異常を発見し、保健師や栄養士が適切な保健指導を行うことで、患者自らがCKD予防の重要性を認識し、日々の生活の中で生活習慣の改善に取り組むことが先決である。</p> <p>このため県では、平成24年度から保健指導を行う保健師や栄養士などを対象に、病気を早期に発見するための検査の必要性や効果的な生活指導方法等に関する研修会を開催し、保健指導力の向上を図っているところである。</p> <p>・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 839千円</p>
<p>・東日本大震災の際の避難所では、透析患者に不適切なカリウムが多いバナナや牛乳が提供されたと聞いている。避難所での食事対応を検討すること。</p>	<p>避難所の運営は市町村が行うことから、透析患者への対応を含め、食事の際の配慮事項などについて、「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」に記載することを検討したい。</p>
<p>②国民健康保険 ・国保法44条による窓口一部負担金の減免制度が改正(平成22年9月)されたが、「保険料」の完納の条件をつけている市町村があり、保険料が払えない生活困窮者を受診から遠ざけ、制度改正の趣旨に反する。県が指導し改善させること。</p>	<p>国は、平成22年9月13日厚生労働省保険局長通知で、一部負担金減免に係る、特別な理由により、生活が著しく困難となった場合の収入の減少の認定基準を通知により示した。当該通知について、平成22年9月に市町村に対して文書で通知し、適切に処理するよう依頼している。医療費の一部負担金の減免は、特別な理由により、その生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、国からは技術的助言として基準は示されているが、最終的には各保険者が保険財政を考慮した中で考えられるものと考えている。</p> <p>ただし、このような要望があったことについては、鳥取市にお伝えしたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<ul style="list-style-type: none"> 米子市の場合、保険料の法定減免の要件となる「所得」は、自営業者の家族労賃が控除されていないため、所得が高く計上されて保険料が高くなっている。実態生活を反映した保険料となるよう改善を求めること。 	<p>国民健康保険料の軽減は国民健康保険法の規定に基づき行われるものであり、米子市の算定方法は法に定める基準に基づき算定されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 国保料の滞納があると高額医療制度が利用できず、生活困窮者から治療を遠ざけることになる。生活困窮者の場合、国保料の滞納があっても利用できるようにすること。 	<p>高額療養費の限度額適用の認定は保険料の滞納がないことを確認できた場合に限り行うこととされているが、特別な事由により保険料を納付することができないと認められる事情がある場合及び保険者が適当と認める場合は、認定を行うものとされている。</p>
<p>③県立中央病院と日赤病院の機能分担の協定によって、県立中央病院が高度医療をすすめるため500床規模に拡大される予定と聞いている。県立中央病院が東部圏域の高度医療を担うことは関係病院間でも確認されてきているが、500床規模となると、医師及び看護師等の不足の中で医療スタッフが県立中央病院に集中し、他の後方病院等が手薄になり、役割分担もできなくなるとの懸念の声が出ている。後方病院も含め広く関係医療機関の意見をよく聞いて、今後の医療計画・医療体制を確立すること。</p>	<p>平成25年1月28日に鳥取県と日本赤十字社鳥取県支部との間で「鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定」を締結した。このことにより、両病院間で連携して病床の再編と機能分担を図ることを通じて、東部保健医療圏に高度医療を担う中核病院（500床以上）の整備が可能となった。</p> <p>県立中央病院の増床に際しては、厚生労働省の同意を得るための協議が必要とされていることから、今後、外部有識者だけではなく、鳥取県医療審議会や鳥取県地域医療対策協議会など、地元の医療関係者、医療従事者の養成に関係する方々などの意見も伺いながら、高度機能化に向けた検討を進めていく。</p>
<p>④医療費適正化計画案において入院日数の削減が、また県保健医療計画案では病床数の削減が明記されている。しかし、患者からは、「病院から追い出される」「転院できる病院が見つからない」という声を聞くことがある。財政効率ではなく、患者の治療と健康の観点から、関係医療機関や、患者・県民などの意見も聞いて、入院日数や基準病床数を再検討し、一律削減を医療機関に押し付けることがないようにすること。</p>	<p>医療費適正化計画及び県保健医療計画を達成するために、入院治療が必要な患者を退院させることはあってはならないことである。</p> <p>治療方法等の医療技術の進歩による入院日数の削減や在宅医療の基盤整備により目標達成を図ることとしている。</p> <p>基準病床数は、医療法施行規則で示した計算式により算定するものであり、県で調整はできない。</p> <p>この基準病床数は、圏域内で病院等が整備する病床数の目標値であるとともに、それ以上の増加を制限（抑制）するための基準であるが、県が医療機関に対して、強制力を持って病床削減を求めることは制度化されていないものである。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>⑤NICU・GCUの病床数に対する医師・職員体制は、鳥取大学18床に対し24人、県立中央病院は12床に対し9人と、格差がありすぎる。県立中央病院は鳥大と同等程度の職員体制となるようにすること。</p>	<p>鳥大附属病院は総合周産期母子医療センター（全県において高度な周産期医療を提供）、県立中央病院は地域周産期母子医療センター（保健医療圏において比較的高度な周産期医療を提供）として役割の違いはあるが、県立中央病院においても更なる充実が必要であると考えており、引き続き鳥大とも連携しながら医師確保に努めていきたい。</p>
<p>(2) 生活保護 ①級地の鳥取市水準までの引き上げは、米子市のみならず、境港市、倉吉市も同様に求めること。</p>	<p>生活保護の級地区分については、地域の実情等に配慮し、米子市のみならず各市町村それぞれの実態に即した適切な級地区分とするよう平成24年7月13日に国へ要望を行っており、また、平成25年1月8日にも、生活保護基準について、全国一律の見直しを行うのではなく、級地区分の見直しをきめ細かく行う等、地方の実態を十分考慮の上、検討するよう国へ要望を行っている。</p>
<p>②警察官OB配置の実態調査を行うこと。</p>	<p>福祉事務所への警察官OBの配置については、悪質な不正受給の防止、暴力団対策の強化等生活保護制度の信頼性を高める上でも効果がある取り組みとして検討されているものであり、県内では倉吉市が来年度1名配置されるものと聞いている。 なお、この場合に、生活保護の申請の意思のある方の請求権を阻害することがあってはならないことは当然と考えており、倉吉市に配置された場合は適宜、その状況を確認していきたい。</p>
<p>(3) 介護保険 65歳以上の介護保険料は、特別徴収（「年金天引き」）と普通徴収の選択ができるようになったが、「保険料滞納」がある場合「年金天引き」となり、65歳未満では可能であった分納ができない。年齢で線引きすることは矛盾であり、また生活を圧迫している。分納が可能となるようにすること。</p>	<p>65歳以上の方の介護保険料は、年金額が年額18万円以上の方は年金から天引きし、18万円未満の方は納付書による普通徴収とされており、保険料の滞納があるからといって自動的に天引きとなるわけではない。 また、制度上、年金からの天引きと普通徴収の選択ができることにはなっていない。 なお、分納の件は、国民健康保険と介護保険における保険料徴収方法の問題であり、県で対応が困難なものである。</p>
<p>(4) 障がい者 ①精神就労継続支援事業所の利用者の就労意欲が持てる「工賃支援」制度をもうける等、障がい者が経済的な基盤をつくるためのモデルを確立すること。</p>	<p>県では、障がいのある方が地域で経済的に自立して生活するために必要な所得を確保するため、工賃向上のための支援を行っているところだが、本来、就労継続支援事業所で働かれる障がいのある方の工賃向上や就労意欲の醸成は、直接支援を行う各事業所が主体的に取り組むべきことであり、県はその取組を支援するという立場であるため、障がいのある方の工賃を補填する制度は考えていない。</p>
<p>②中部にはない精神疾患の医療体制を整えること。</p>	<p>県内の精神疾患の医療提供体制の充実を図る上で医師確保が課題であり、奨学金等各種取組を実施しており、平成24年度からは奨学金の返還免除の対象勤務先として精神科救急医療機関を加える制度改正を行っている。また、精神科など特定診療科の医師を確保するため、初期臨床研修医へ研修資金の貸付及び「医師養成確保奨学金」の免除条件の見直しを検討している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県臨床研修医研修資金貸付事業 19,200千円
<p>③精神疾患に対する差別・偏見に加え、相談支援制度の不備によって、家族の不安や地域での孤立感が増幅されている。その結果「家族会」の拡充にもつながらない。市町村まかせでなく、県として精神障がい者についての啓発活動及び丁寧な情報提供を行い、家族支援等の今後の具体的な計画をもつこと。</p>	<p>県では、あいサポーターの養成を図るとともに、「心の健康フォーラム」や「心の健康まつり」を開催し啓発等を行っている。</p> <p>また、相談支援事業者等を対象とした研修を行い、相談支援従事者の資質向上を図るとともに、各福祉保健局や精神保健福祉センターにおいて、精神疾患を発症した御本人や御家族等からの個別の相談に対して、内容に応じた助言等を行うなど、支援を行っている。</p> <p>さらに、障がいのある方への生活支援・医療・施設利用等に関するサービスや制度、相談機関などをまとめた冊子「よりよい暮らしのために」や新聞広告において、鳥取県精神障害者家族会連合会の「精神障がい者家族相談ダイヤル」を紹介し、周知を行っている。</p> <p>今後も様々な機会を捉え啓発を行うとともに、個別の相談に対して、支援機関や制度などについて助言し、併せて家族会を紹介するなど、丁寧な情報提供・相談支援等を行うよう努め、精神疾患を発症した御本人や御家族等を支援していく。</p>
<p>【2】子ども・子育て支援・教育</p> <p>(1) 妊婦健診、ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がんワクチンの国助成が減額となった場合、従来助成との差額を県が補てんすること。</p>	<p>妊婦健康診査については、平成25年度政府予算案において、各市町村による公費助成が安定的・継続的に実施されるよう、地方財源を確保し、地方財政措置による恒常的な仕組みに移行することとされており、県の補填は考えていない。</p> <p>また、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種については、平成25年度政府予算案において、平成25年度以降は定期接種化することとし、そのための予防接種法改正法案を今国会に提出し、公費負担の対象範囲が基金事業と同様に9割となるよう、地方財源を確保し、普通交付税措置を講じることとされており、特段、県での差額補てんは考えていない。</p>
<p>(2) 学童保育は、全校実施だけでなく、希望する子どもが全員入所できるよう、県の支援を拡大すること。保育時間の拡充を支援すること。</p>	<p>市町村に対して小学校4年生以上など希望する児童を受け入れるよう働きかけており、受入児童の増に伴う施設の大規模修繕、新設等について、平成25年度も引き続き、安心子ども基金等により支援を行うよう当初予算で検討している。</p> <p>また、長時間開設する場合（1日6時間を超え、かつ午後6時を超えて開設）には、既に運営費を加算し支援しているところであり、平成25年度も引き続き支援を行うよう検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ設置促進事業 352,732千円 ・子育て拠点施設等整備事業 400,068千円
<p>(3) 私立高校授業料減免等負担金</p> <p>①授業料減免の対象を、年収350万円以下世帯から、年収500万円以下世帯まで拡大すること。</p>	<p>本県では私立高校の運営費について全国一手厚い助成を行っており、授業料は全国一低く抑えられている。</p> <p>また、国において就学支援金制度が創設され支給されているところであり、保護者の所得状況によ</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②生活保護世帯及び年収250万円以下の低所得世帯は、授業料は全額免除されているが、施設整備費負担があるため、実際にかかる経費に対する補助率は51.7%であり、実費負担は全国20位と高くなっているため、一層の負担軽減に取り組むこと。</p>	<p>っては、1.5倍または2倍に加算した就学支援金が支給されている。 さらに、授業料等減免補助では、授業料、施設整備費の一部に対し、単に世帯年収を基準とするのではなく、課税状況、人員の区分に応じて定めた世帯の総所得金額や、疾病、災害、失職等生活困窮の特別の事情を参酌してきめ細かく支援しているところであり、これ以上の新たな負担軽減は考えていない。</p>
<p>③平均8.8万円の入学金は全く助成されていない。年収500万以下世帯に対し助成すること。</p>	
<p>(3) 国の35人以下学級の学年進行が中断されかねない事態が生じている。当初の計画通り順次学年進行するよう国に求めること。</p>	<p>小学校2年生以降の35人以下学級の制度化は見送られ、来年度も小学校2年生は加配措置による対応となったが、引き続き制度化に向け国に要望する。</p>
<p>【3】 中小企業・自営業者施策 (1) 再生可能エネルギーの振興・普及のために、地域住民・小規模事業者が利用できる援助及び融資制度をつくること(北海道芦別市、足寄町、美幌町、群馬県前橋市のように)。</p>	<p>地域住民への援助として県では、再生可能エネルギーの普及促進のために、地域住民への住宅用太陽光発電への支援策等を講じている。 中小企業による再生可能エネルギー導入支援は、鳥取県環境対策設備導入促進補助金により対応している。また、融資制度については、既存の県融資制度を活用いただくか、金融機関にも太陽光発電導入のための融資制度があるので活用されたい。 ・環境対策設備導入促進補助金 50,000千円</p>
<p>(2) 小規模事業者(10人以下)及び家族経営者の実態調査を実施すること。(各種企業統計及び経済統計は、大中企業を対象としたものがほとんど:財務省の法人企業統計などである。)</p>	<p>「経済センサス/基礎調査、活動調査」(総務省、経済産業省)では、全国の全ての事業所及び企業(農林漁業に属する個人事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く)を対象に調査を行い、全産業分野の事業所・企業の構造や経済活動の実態が全国及び地域別で明らかになる。(調査は5年周期で実施され、直近調査は基礎調査がH21年、活動調査はH24年である。) 併せて、商工団体による景況調査(小規模事業者を含む会員事業者を対象に四半期毎実施)や県版経営革新等の支援現場から得る情報等からも小規模事業者等の実態把握に努めていることから、新たな独自調査は実施しない。</p>
<p>(3) 国交省が、2017年までに建設業許可業者すべてを社会保険に加入させるため、本年5月1日、建設業法施行規則の一部を改正する省令を公布した。業者の社会保険加入は必要なことだが、低価格入札や下請けダンピングが行われている中で、社会保険料を払いたくても払えない業者もある。また、いわゆる「社会保険」ではない「ひ</p>	<p>この度の社会保険未加入対策は、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保を図るとともに、建設企業間の健全な競争環境を構築するため、行政、元請企業、下請企業が三位一体となって取り組んでいるところである。 建設業行政においては、建設業許可の際に社会保険加入の確認を行っているが、未加入を理由に建設業許可を行わないことにはなっておらず、加入に向けた指導を行うこととしている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>とり親方」が下請け参入から排除される可能性もあり、実際に大阪市ではそうした事例も発生していると聞いている。問題解決のためには、賃金保障される公契約法・条例の制定が必要だが、今回の省令は機械的な対応をすることがないようにすること。</p>	
<p>(4) 認定訓練校の補助要件の更なる緩和を国に要望することは前進であるが、国が要件緩和に応じない場合、県が独自支援すること。</p>	<p>認定訓練校の補助について、訓練生が5人以上いる場合となっているが、5人を下回った場合でも3年間は猶予期間を認められるなど、要件を緩和されているところである。 来年度の状況は各校とも5名を上回り、問題が発生することはないと伺っているが、本県の実情に合わせさらなる要件緩和について国に要望することとし、その要望結果を見た上で、必要に応じて県の支援を検討したい。</p>
<p>【4】雇用対策 (1) 三朝町のように新規採用者に対する直接助成をやっている自治体があるが、そうした市町村が行う労働者に対する直接支援に対して、県が上乗せ支援できるような制度(交付金)を創設すること。</p>	<p>県においては、製造業の事業再編等により多くの離職者が見込まれることから、企業間の労働移動や求職者の正規雇用を推進するための奨励金支給制度など、離職者対策を重点的に実施しているところである。各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて講じられている独自の雇用施策に上乗せ支援することまでは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働移動緊急対策事業 150,000千円 ・正規雇用奨励金(重点分野職場体験型雇用事業関連) 179,000千円
<p>(2) 非常勤職員の処遇について 県は約3,000人の正規職員に対し、その1/3にも及ぶ800人の非正規の非常勤職員がいる。この非常勤職員の一般事務職は、主事級と同じ「格付け」であるが、月17日間勤務であるため、基本的に残業が許されず、短い時間で主事級と同等の仕事を行なうが給与は安い水準となっている。こうした県政運営に尽力してきた非常勤職員は、「5年間ルール」のもとで5年間の「雇用保障」があったが、5年を終えた今年、試験を受けたが、継続雇用が少なかったと聞いている。労働者を使い捨てるようなことはやめること。また、どのような評価をして「5年間雇用継続」をしてきたのか評価基準を回答すること。 また、一般の採用試験と区別して、「5年間雇用」の評価を生かした採用試験とすること。</p>	<p>非常勤職員の報酬については、業務の内容、困難性、責任の度合い、勤務日数などに応じ、正規職員の給料を踏まえた上で定めているところである。 また、非常勤職員の任用については、予算を根拠に1年ごとに任用するものであり、本来は、毎年度採用試験を行った上で任用すべきところであるが、国の短時間勤務制度や労働関係法令を踏まえながら、最大5年間に限り、採用試験に代えて毎年度の評価を基に再度任用することとしたもので、5年間の雇用を保障しているものではない。 この評価制度は、正職員と同様に非常勤職員の勤務意欲や能力開発の向上を目的に、業務実績、能力、取組姿勢等について評価するよう実施要領で定めた上で運用しているところである。 また、職員の採用については、地方公務員法の平等取扱いの原則に基づき、広く一般の方々にも雇用機会を均等に与え、公平公正に行うべきものであり、県での過去の勤務評価をいかした別区分の試験など特定の者に限定した試験は適当でないことから実施することは考えていない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>【5】 公共事業・交通関係 (1) 歩道に高低差があることは、自転車運転にとっても、高齢者・障がい者にとっても大変危険である。計画的に解消すること。</p>	<p>歩道の段差の解消については、これまでも歩行者や自転車の通行が多い道路で順次工事を行ってきた。工事の実施には地元の合意が必要であり、今後も引き続き地元合意を得ながら段差の解消に取り組む。</p> <p>・【2月補正】 県道若葉台東町線（鳥取市江崎） 25,000千円</p>
<p>(2) 河原インター線がまもなく全線開通するが、道路をわたって通学する子どもたちや、農作業に出かける住民の安全のため、適切な場所に信号機と横断歩道を設置すること。 すでに信号機があるので新設は必要ないと行政当局は言うが、福和田地区のPTA等が状況調査をしているので、実情を聞いて対応すること。</p>	<p>福和田地区から信号機設置要望のあった県道河原インター線の横断箇所については、近接する河原ICの信号交差点で横断することにより、代替できていると認識しているが、福和田地区のPTA等が行った状況調査については、聞き取りをして、交通状況の確認をしたい。</p>
<p>(3) 鳥取砂丘には、きちんとしたタクシー乗り場がなく、民間の販売店の敷地を間借りしている状態である。観光地にとってタクシーは重要な観光客の足であり、交通会社等の意見も聞きながら、タクシー乗り場を整備すること。</p>	<p>現状、砂丘近隣のタクシー乗り場としては、鳥取砂丘バス停付近とサンドパル付近の2箇所が待合として運用されているところである。 関係者と意見交換を行い、まずは現状で不都合があるか点検してみたい。</p>
<p>【6】 安全保障・外交 (1) 中四国防衛局(防衛省)が、従来拒否してきた米軍機飛行訓練の実態調査を検討していると発言しはじめている。昨年にも中国地方知事会が政府に対し調査を要望してきたが、再要望し、調査を確実なものとする。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練に係る実態調査については、中国地方知事会として、平成24年8月に政府に対して要請を行ったほか、知事が11月26日に防衛省、1月8日に外務省を訪問し、11月21日開催の中国地方知事会議で採択された共同アピール「住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について」を手交し、国の責任において実態調査を実施するよう求めたところである。今後の要望については、中国地方知事会の中で調整を行いたい。</p>
<p>【7】 原発問題 (1) 福島原発事故の原因究明もできていない中、明確な根拠もないまま、中国電力は「事故原因は地震ではない」と断言し、原子力規制庁は「新安全基準」を示していることは重大問題である。中国電力、原子力規制庁に対し、厳しく抗議をすること。</p>	<p>2月6日原子力規制委員会は、原子力発電所の新しい安全基準の骨子案を取りまとめ、現在、意見募集(2月7日～28日)や専門家ヒアリング等を実施しているところであり、今後詳細な安全基準案を練り上げ、7月頃法制化される見込みである。 県としては、1月8日等に「福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する安全基準」の策定等について、従前より国に要望しているところである。 なお、福島第一原発の事故の原因は各種事故調査報告でも特定されておらず、今後の調査結果を待ちたい。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>参考) 1 / 8 等国要望 「原子力発電所の運転に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する安全基準に基づき、政府が責任をもって判断するとともに、原子力安全規制行政が、国民の目に見えるように透明化すること。」</p>
<p>【8】その他 (1) 住民参画基本条例案について 住民投票の結果の扱いは「尊重される」にとどまり、実施義務は生じていないにもかかわらず、投票の成立要件を1 / 2以上とすることは、住民投票に対するハードルを必要以上に高めてしまい、住民投票の意義や意欲を失わせ、かつ争点を「施策」ではなく「投票行動」に歪曲させる可能性がある。投票の成立要件を削除するか、あるいは一定数以上の成立要件を課す場合は結果の実施を義務付けること。</p>	<p>住民投票の成立要件は、投票結果の尊重を義務付ける以上、一定の投票率を成立要件とすべきとの常任委員会での議論を踏まえて盛り込んだものであり、削除する考えはない。 また、住民投票の結果に拘束力を認めることは、間接民主制の制度原理と整合しない結果を招来することにもなりかねないとする判例もあるため、その考えはない。</p>